

## F A 1 8 戦闘攻撃機の大挙飛来に対する意見書

米軍は、嘉手納基地及び米海兵隊普天間基地を拠点に12月3日から7日にかけて、嘉手納基地第18航空団と米海兵隊岩国基地所属のF A 1 8 ホーネット戦闘攻撃機約30機と海兵隊員約600人が参加し、即応訓練を実施計画している。

近年の嘉手納基地の現状は、日米再編協議で掲げられた沖縄の基地負担軽減とは程遠い状況にある。P A C 3 の強行配備に始まり、深夜、早朝離陸、G B S 訓練、パラシュート降下訓練など嘉手納基地においては、ますます基地の機能強化がなされている。今回の合同訓練は、明らかに一方的な基地機能強化につながる訓練であり、到底容認できるものではない。

また、F A 1 8 ホーネット戦闘攻撃機約30機は、即応訓練終了後、12月12日まで、嘉手納基地を拠点に別の訓練を行うという。嘉手納基地周辺住民は、たび重なる訓練に対し、強い憤りを覚えている。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 嘉手納基地での機能強化につながる訓練を一切行わせないこと。
- 2 嘉手納基地での負担軽減を速やかに実施させること。
- 3 地位協定の改善を見直しさせること。
- 4 騒音防止協定の「運用上の理由を除く」という例外規定を廃止し、同規定を抜本的に見直しさせること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年12月3日  
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）  
沖縄防衛局長